

○電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に係る手続に関する訓令

平成14年3月22日

本部訓令第7号

改正 平成21年3月24日本部訓令第8号

平成28年4月28日本部訓令第9号

令和元年6月28日本部訓令第9号

注 平成28年4月から改正経過を注記した。

テレホンクラブ等営業の届出等に係る手続に関する訓令（平成8年12月本部訓令第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号。以下「条例」という。）及び電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に係る手続その他電話異性紹介営業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出書の取扱い）

第2条 警察署長は、条例第17条の4第1項又は第2項の届出書を受理したときは、電話異性紹介営業利用カード販売届出台帳（別記様式第1号）に記載するとともに、当該届出書の写しを警察本部長に送付するものとする。

（同時届出の取扱い）

第3条 警察署長は、規則第4条第2項の規定により同時に二以上の販売所（自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売等にあつては、当該自動販売機。以下この項において「販売所等」という。）に係る届出書を受理したときは、当該販売所等の所在地の所轄警察署長に当該届出書を速やかに移送書（別記様式第2号）により移送するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により移送を受けた届出書について準用する。この場合において、前条中「条例第17条の4第1項又は第2項の届出書」とあるのは「移送を受けた届出書」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令第9号〕）

（措置命令）

第4条 条例第17条の6第4項の規定による宣伝文書等の配布の停止又は広告物若しくは宣伝文書等の撤去その他必要な措置の命令は、措置命令書（別記様式第3号）を交付して

行うものとする。

(営業の停止命令に係る上申)

第5条 警察署長は、条例第17条の7の規定による営業の停止を命ずる必要があると認めるときは、行政処分上申書(別記様式第4号)により速やかに警察本部長に上申するものとする。

(営業の停止命令)

第6条 条例第17条の7の規定による営業の停止の命令は、行政処分通知書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。

(資料の提出)

第7条 条例第25条第2項の規定による資料の提出の要求は、資料提出要求書(別記様式第6号)を交付して行うものとする。

2 前項の規定により資料の提出を受けるときは、提出書(別記様式第7号)を提出させるものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月28日本部訓令第9号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日本部訓令第9号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(別記様式 略)